



端末購入費補助金を 申請される皆さんへ

令和8年度愛知県私立高等学校等学習者用端末購入費補助金の手引き

2026年6月1日

豊川高等学校 事務室

注) 高等学校事務手続き用引きを本校独自に修正して掲載しております。

1 概要

(1) 対象の学校種：県内の私立高等学校（全日制課程）

(2) 対象範囲

生徒1人1台のタブレット端末等について、私立学校が保護者の端末購入等費用への負担軽減に取り組む場合の経費（別紙 豊川高校実施要領 参照）

- ・生徒（保護者）が新規に端末を購入した場合が対象となります。
- ・原則、新入学生（1学年）が対象となります。

(3) 補助内容

要件	補助対象経費上限	補助率
低所得世帯Ⅰ・Ⅱ (生活保護、住民税所得割非課税世帯)	99,800円	10/10
ひとり親世帯 (児童扶養手当受給)		3/4
多子世帯 (扶養する23歳未満の子が3人以上*かつ保護者全員の所得割額の合計が264,500円未満**に限る)		

※ 世帯年収の目安：約600万円 ※2 生年月日が平成15年（2003年）1月2日以降の方が対象

<補助額及び負担額の例>

例	A 端末価格10万円		B 端末価格6万円		C 端末価格12万円	
	補助額	自己負担	補助額	自己負担	補助額	自己負担
低所得世帯Ⅰ・Ⅱ	全額	なし	全額	なし	10万円	2万円
ひとり親世帯	7.5万円	2.5万円	4.5万円	1.5万円	7.5万円	4.5万円
多子世帯 (所得制限あり)						

(4) 注意点

ア 申請について

- ・生徒（保護者）の支払いが3年間の分割払いであっても、毎年申請は不要です（3年分が対象となります）。
- ・愛知県内の私立高等学校に通う生徒（保護者）が対象です（在住要件なし）。

イ 提出書類

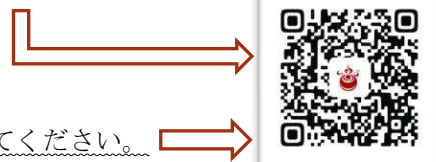
① 共通書類

- ・ **意向確認書兼申請書（様式1）** ※学校ホームページより取得してください。

② 要件ごとの必要書類

- ・ 次項「ウ 確認方法」に記載の各種証明書

※扶養誓約書（様式2）は、学校ホームページより取得してください。



(<https://toyokawa.ed.jp/students/office#tanmatu-hozyo>)

ウ 確認方法（下記①～④のいずれかですべての証明書が提出できる世帯のみが対象です）

① 低所得世帯Ⅰ

- ・ 入学以降に発行された**生活保護受給証明書（生業扶助）**

② 低所得世帯Ⅱ

- ・ **扶養誓約書（様式2）**
- ・ **保護者全員の令和8年度 課税（非課税）証明書**
（非課税であることを確認してから申請してください。）

③ ひとり親世帯

- ・ 入学（4/1）現在の**児童扶養手当証書の写し、児童扶養手当受給証明書**又は**児童扶養手当認定通知書の写し**（いずれか1種）。
（現在の児童扶養手当の受給を確認してから申請してください。）

④ 多子世帯

生年月日が平成15年（2003年）1月2日以降の方が対象

（扶養する23歳未満の子が3人以上かつ保護者全員の所得割額の合計が264,500円未満に限る。）

- ・ **保護者全員の令和8年度 課税（非課税）証明書**
（保護者全員の課税証明書により、「都道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額」の保護者全員の合算額が、264,500円未満であることを確認してから申請してください。）
- ・ **扶養誓約書（様式2）**

(入学 [4/1] 現在の保護者の扶養状況を確認してから申請してください。)

エ 生徒が退学等した場合

補助対象となった端末を使用していた生徒の退学等に伴う保証等の中止等により、退学以後の支払いが必要なくなる場合、支払う必要がなくなった当該費用に対する補助金について、生徒（保護者）から学校（から県）への返還が発生する場合があります。

2 申請受付期間

(1) 申請期間①：令和8年6月8日（月）～6月22日（月）

申請対象：令和8年度新入生（1学年）

(2) 申請期間②：随時受付

申請対象：令和8年12月までに転入した生徒

参 考 年間スケジュール（変更となる場合があります）

6月頃 生徒（保護者）→学校へ申請（新入生分）

～10月 県審査期間

12月頃 県→学校へ補助金交付（新入生分）→生徒（保護者）へ振込

1月頃 学校→県へ申請（転入生分）

2月頃 県審査期間

3月頃 県→学校へ補助金交付（転入生分）

※転入生からの学校への申請については随時受付を行うものとする。

豊川閣妙巖寺豊川学園豊川高等学校 端末購入費負担軽減実施要領

(趣旨)

第1条 この規程は、豊川閣妙巖寺豊川学園豊川高等学校（以下「学校」という。）における一人1台端末の整備に向け、新入生の学習用各種端末機器（以下「機器」という。）の購入費用等に対し、一定の負担軽減（以下「負担軽減」という。）を行う場合について必要な事項を定める。

(負担軽減等の対象となる生徒)

第2条 負担軽減の対象となる生徒は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 学校に新たに入学又は転入した者
- (2) 入学又は転入に際し、学校で使用する機器を新たに購入等した者
- (3) 以下のいずれかに該当する者
 - ア 低所得世帯（生活保護、住民税所得割非課税世帯）
 - イ ひとり親世帯（児童扶養手当受給）
 - ウ 多子世帯（扶養する23歳未満の子が3人以上かつ保護者全員の所得割額の合計が264,500円未満に限る。以下同じ。）

(負担軽減等の対象となる機器)

第3条 負担軽減等の対象となる機器は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 学校における学習等での利用を主な目的としたパソコン、タブレット等
- (2) (1)の使用に際し、通常必要とされる周辺機器等
- (3) (1)及び(2)について、学校への入学又は転入を理由として購入したこと

(学校が行う負担軽減等の額)

第4条 学校が行う負担軽減等の額は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 低所得世帯の場合
補助対象経費上限 99,800円
- (2) ひとり親世帯及び多子世帯
補助対象経費に3/4を乗じた額（100円未満の端数は切捨）74,800円

(負担軽減等に係る生徒の申請手続き)

第5条 負担軽減等する生徒は、所定の申請様式に必要事項を記入し、かつ、本校が別途定める書類を添付の上、学校が定める期日までに提出しなければならない。なお、申請は1回限りとし、期日を超過した場合はその権利を失う。

(負担軽減の決定及び実施)

第6条 学校は、前条に基づく申請に対して適正な審査を行った上で、学校の指定する方法により負担軽減等を遅滞なく実施するものとする。

(虚偽又は過失による申請)

第7条 生徒（保護者）が提出した申請書類等に虚偽又は過失があると認められる場合、学校は負担軽減等の決定を取り消すことができる。

2 前項に基づき、決定を取り消したとき既に負担軽減等を行っている場合、学校は生徒（保護者）に対し、当該給付額の返還を求めることができる。

(様式1)

<記入例>

令和 8年 〇月 〇日

愛知県私立高等学校等学習者用端末購入費補助金 意向確認兼申請書

〇年 〇〇組 〇〇番

生徒氏名 〇〇 〇〇

すべてにチェック

(1) 表題 (以下「端末補助金」と言います。) 申請の意向について

にレ印を付けてください。

端末補助金を申請したいので、受給資格の認定を申請します。

(2) 端末補助金受給資格認定に係る全ての同意項目 () にレ印を付けてください。

端末補助金は、端末等購入費用について助成することを目的としており、通信料および有償ソフトウェアは補助の対象であることを確認しました。

学校設置者が、私に支給される端末補助金を代理受領することに同意します。

認定事務のため、私の受領認定に係る情報を利用することに同意します。

(3) 申請する世帯状況 (要件) の にレ印を付けてください。(1つのみ^{*1})

1つだけ選択して

要件	必要書類
<input type="checkbox"/> 低所得世帯Ⅰ (生活保護【生業扶助】受給)	・意向確認書兼申請書 (様式1) ・受給者証明書 (役所にて取得)
<input type="checkbox"/> 低所得世帯Ⅱ (住民税所得割非課税世帯)	・意向確認書兼申請書 (様式1) ・課税 (非課税) 証明書 (役所にて取得) ・扶養誓約書 (様式2)
<input type="checkbox"/> ひとり親世帯 (児童扶養手当受給)	・意向確認書兼申請書 (様式1) ・児童手当扶養証明 ^{*4} (役所にて取得)
<input type="checkbox"/> 多子世帯 ^{**2**3}	・意向確認書兼申請書 (様式1) ・課税 (非課税) 証明書 (役所にて取得) ・扶養誓約書 (様式2)

※1 要件によって支給額が異なりますので、各ご家庭で判断のうえ申請する要件を1つ選択してください

※2 扶養する23歳未満の子が3人以上かつ保護者全員の所得割額の合計が264,500円未満に限る

※3 生年月日が平成15年(2003年)1月2日以降の方が対象

※4 児童扶養手当証書の写し又は児童扶養手当認定通知書の写し又は児童扶養手当受給証明書


(様式2)


<記入例>

令和 8年 〇月 〇日

扶養誓約書

豊川高等学校長殿

保護者①住所 名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
 生年月日 昭和・平成 〇年 〇月 〇日
 氏名 〇〇 〇〇 

保護者②住所 同上
 生年月日 昭和・平成 〇年 〇月 〇日
 氏名 〇〇 〇〇 

押印は不要です。

以下の事項を必ず確認の上、□にレ点及び必要事項を記入して下さい。
「**鉛筆書き**」とある箇所は鉛筆書きで計算して下さい。

○保護者①

私と下記の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

この誓約書の記載内容は、事実に相違ありません。

○保護者② (保護者①との続柄：**妻又は夫**)

私と下記の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

この誓約書の記載内容は、事実に相違ありません。

○保護者①の扶養親族

	氏名	生年月日	保護者①との続柄
1	〇〇 〇〇	<u>H・R 20年 〇月 〇日</u>	子
2	〇〇 〇〇	<u>H・R 8年 〇月 〇日</u>	子
3		H・R 年 月 日	
4		H・R 年 月 日	
5		H・R 年 月 日	

○保護者②の扶養親族

	氏名	生年月日	保護者②との続柄
1	〇〇 〇〇	<u>H・R 15年 4月 1日</u>	子
2		H・R 年 月 日	
3		H・R 年 月 日	
4		H・R 年 月 日	
5		H・R 年 月 日	

鉛筆書き 保護者①
所得を証する書類の内訳

市町村民税所得割額	県民税所得割額	計 (A)
151,800 円	101,200 円	253,000 円

鉛筆書き 保護者②
所得を証する書類の内訳

市町村民税所得割額	県民税所得割額	計 (B)
1,100 円	700 円	1,800 円

鉛筆書き
保護者①および②の合算額 (A+B)

254,800 円

264,500 円未満であれば対象

※扶養する子は23歳未満に限る。(生年月日が平成15年(2003年)1月2日以降の方が対象)。

〇〇 年 〇〇 組 〇〇 番

生徒氏名 〇〇 〇〇

課税（非課税）証明書の提出について

● 令和8年度 課税（非課税）証明書

- ・保護者全員（親権を有する 父・母）それぞれ1通ずつ提出してください。
- ・控除対象配偶者（専業主婦・パート等）の方、無職や所得が無い方も提出が必要です。
- ・役所窓口で下表を提示し「**令和8年度の市町村民税所得割額および県民税所得割額が記載された課税証明書**」を発行したい旨を申し出てください。
- ・市区町村により証明書の様式や名称が異なりますのでご注意ください。
- ・非課税の場合、「非課税証明書」の名称となる場合があります。
- ・プライバシー保護のため、証明書等は各自で封筒に入れ糊付けをして提出してください。
- ・「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額通知書」は提出不可です。

※提出期限に間に合わない場合は、間に合わない理由と証明書の提出可能な日付を記載したメモを提出してください。

見本

※原本を提出してください。（コピー不可）

※必ず確認※ 令和8年度の証明書であるか

令和 8 年度（令和 7 年分） 課 税 所 得 証 明 書

賦課期日 豊川市〇〇〇〇番地〇〇 氏名 〇〇 〇〇
現在住所

生年月日

所得区分	所得金額（円）	所得区分	所得金額（円）	所得控除の内訳	控除額（円）	扶養控除	人数	本人該当
総所得金額		分離短期譲渡 （特別控除）	（ ）	雑 損 医 療 費		配 偶 者 老人配偶者		特 別 障 害 そ の 他 障 害
（給与収入） 給与所得	（ ）	分離長期譲渡 （特別控除）	（ ）	社 会 保 険 料		特 定 扶（内同居）	（ ）	寡 婦 ひとり親
営 業 等		上場株式等の 配当（分離）		生 命 保 険 料		老 人 養 16 歳 未 満		勤 労 学 生 未 成 年
農 業		株 式 譲 渡		地 震 保 険 料		寄 附 金 そ の 他		
不 動 産		先 物 取 引		障・寡・ひ・勤 配 偶 者 特 別		障（内同居）	（ ）	そ の 他
利 子		山 林		扶 養 基 礎		特 別 税 額 控 除 の 内 訳		市 分 控 除 額（円） 県 分 控 除 額（円）
配 当		総 合 退 職		所 得 控 除 合 計		調 整 控 除 住 宅 借 入 金		
（公的年金収入） 雑	（ ）	繰越損失額		課 税 標 準 額		寄 附 金 調 整 額		そ の 他 税 額 控 除 等
譲渡・一時		純繰越損失		総 合		配 当 ・ 譲 渡 割		
		雑繰越損失		分 離 短 期				
		株式繰越損失		分 離 長 期				
		先物繰越損失		株 式 譲 渡				
		居住用繰越損失		先 物 取 引 等				
合計所得金額		市民 税 （円）	所得割額 所得割減 均等割額	県民 税 （円）	所得割額 所得割減 均等割額	市 県 民 税 額（円）		
総所得金額等						森 林 環 境 税 額（円）		
						森 林 環 境 税 免 除 額（円）		

上記のとおり
ことを証明します。
和〇年〇月〇日
愛知県豊川市長
〇〇 〇〇

1-1-35
豊川 花子

※必ず確認※
市町村民税所得割額・県民税所得割額の記載があるか

余白右下に
学年・組・出席番号・生徒氏名を記入